申請書・報告書の記入について

※毎年、年度内に補助金の交付ができていません。

1団体でも実績報告の提出が遅れますと、亀岡市へ補助金の請求ができません。 また、年度をまたぐと補助金が下りるまで2ヶ月ほどかかりますので、各団体に おかれましては、大会終了後、速やかに実績報告書の提出をお願いします。

- *補助金交付要領をご熟読ください。
- *支出の旅費交通費は、派遣計画書並びに派遣報告書によるものです。
- *修正液等での書き直しは無効です。訂正印または書き直しをお願いします。
- *申請書・報告書に押印は不要です。請求書には団体長印を押してください。

収支予算・決算書の書き方について

- *食糧費は、すべて補助対象外です。
- *選手強化補助金については、旅費交通費を除く補助対象経費合計額の10分の4をご記入 ください。

ただし、[2,800円/人×参加人数] が上限となります。

(補助対象経費7,000円/人×補助率4/10=補助額2,800円/人)

*選手派遣補助金については、旅費交通費(大会交通費)とし、選手派遣計画書を活用して 算出してください。補助金額は、算出額の2分の1です。

提出時の注意点について

- *申請書は、令和6年7月31日(水)までに提出して下さい。
- *報告書には必ず領収証を添付して下さい。<u>但し書きを必ず明確にして下さい。</u>
- *ユニフォームは毎年購入することはできません。 また、私物で使用するサポーターやシューズ等は補助対象となりません。
- *領収書の日付は、大会終了後1ヶ月以内のものでお願いします。
- *開催要項(大会プログラム)、公式発表されている競技結果、写真(競技中、表彰中等) を必ず添付して下さい。
- *大会終了後1ヶ月以内に報告書を提出して下さい。